

高石監査第59号
令和4年8月30日

高石市長 阪口 伸六 様

高石市監査委員 原 正 人
同 二 瓶 貴 博

令和3年度財政健全化審査意見及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和3年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和3年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備考
① 実質赤字比率	—	12.83	
② 連結実質赤字比率	—	17.83	
③ 実質公債費比率	13.1	25.0	
④ 将来負担比率	107.2	350.0	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和3年度の実質赤字比率は-8.26%（黒字）となっている。

② 連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質赤字比率は-25.41%（黒字）となっている。

③ 実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は13.1%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④ 将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は107.2%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

令和3年度 経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

① 水道事業会計

比 率 名	令和3年度 (%)	経営健全化基準 (%)	備 考
資金不足比率	—	20.0	

② 下水道事業会計

比 率 名	令和3年度 (%)	経営健全化基準 (%)	備 考
資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

① 水道事業会計

令和3年度における資金不足比率は、黒字である。

② 下水道事業会計

令和3年度における資金不足比率は、黒字である。

(3) 是正改善を要する事項

いずれの会計についても指摘すべき事項は特にない。